

定 款

商 号 シノブフーズ株式会社

昭和46年	4月	1日	作成
昭和46年	4月	16日	公証人認証
昭和46年	5月	1日	会社成立
昭和53年	12月	10日	改訂
昭和60年	10月	28日	改訂
昭和61年	5月	31日	改訂
昭和61年	10月	24日	改訂
昭和62年	10月	30日	改訂
昭和63年	6月	29日	改訂
平成 3年	6月	27日	改訂
平成 4年	6月	26日	改訂
平成 5年	6月	29日	改訂
平成 6年	2月	10日	改訂
平成 6年	2月	29日	改訂
平成 9年	6月	27日	改訂
平成10年	6月	26日	改訂
平成14年	6月	27日	改訂
平成15年	6月	27日	改訂
平成16年	6月	29日	改訂
平成18年	5月	01日	改訂
平成18年	6月	29日	改訂
平成20年	6月	27日	改訂
平成20年	6月	28日	改訂
平成21年	1月	5日	改訂
平成22年	6月	29日	改訂
平成24年	6月	28日	改訂
平成27年	6月	26日	改訂
平成27年	9月	1日	改訂
2021年	6月	24日	改訂
2022年	6月	23日	改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、シノブフーズ株式会社と称し、英文ではSHINOBU FOODS PRODUCTS CO., LTD. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営。
- (2) すし等食料品の製造販売。
- (3) 冷凍食品の製造販売。
- (4) 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理。
- (5) 雑誌、書籍、文具の販売。
- (6) 損害保険代理業。
- (7) 貨物利用運送事業。
- (8) コンビニエンスストアの経営。
- (9) 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、45,656,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。

- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

(補欠監査役)

第28条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。
3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(選任方法)

第29条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定めを限度とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第39条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

以上